

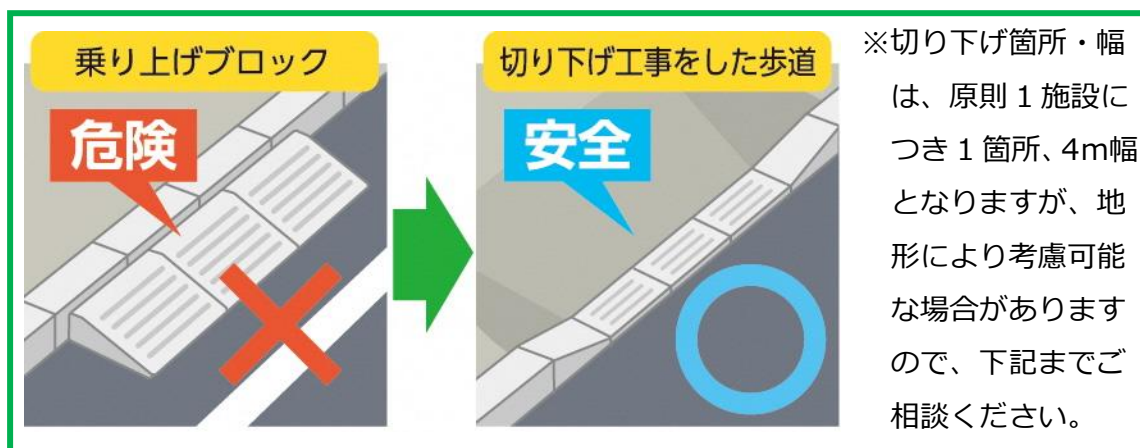
道路上に設置した**乗り入れ(段差解消)ブロック**等の**撤去**をお願いします。

敷地と道路との段差を解消するため、乗り入れブロックや鉄板などを道路上に設置することは、歩行者や自転車、バイクの転倒事故につながる可能性があります、大変危険です。

また、乗り入れブロックや鉄板を道路に設置することは、**法令違反**となり、**設置者(所有者または使用者)が原因となる事故が発生すると、損害賠償責任が問われる**場合があります。

全ての人が安全・安心に通行できるように、道路上の乗り入れブロック等の撤去をお願いします。

なお、車庫への出入り当のために歩道の切り下げ(段差解消)が必要な場合は、市の許可を受け、**自費で工事を行うことができます**。詳しくは、下記までご連絡下さい。



〈熊本市〉

東区土木センター TEL.096-367-4360 中央・西区土木センター TEL.096-355-2936

南区土木センター TEL.096-357-4154 北区土木センター TEL.096-245-5050

参考(関係法令)

○道路法第32条(道路の占用の許可)

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 1 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 2 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 3 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 4 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 5 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 6 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 7 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

→ 乗り入れ(段差解消)ブロックは本条における許可物件に該当しません。

○道路法第43条(道路に関する禁止行為)

何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

○道路法第102条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 1 第三十二条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第一項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用した者
- 2 第三十七条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十七条第一項の規定による禁止又は制限に違反して道路又は道路予定区域を占用した者
- 3 第四十三条(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 4 正当の事由がなくて第六十八条第一項の規定による土地の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用、収用若しくは処分を拒み、又は妨げた者